

平成24年度 事業計画

わが国では、これまでのように天然資源の大量消費を前提とし、多量・多質の廃棄物を自然環境に排出する一方通行型の社会経済システムは、将来に亘って環境に悪影響を与える負の遺産となることから、3Rを進め、適正処理の確保を徹底し、物質の循環の輪を途切れさせない循環型社会を構築することが必要不可欠となっています。

一方、世界に目を向けると、急速な人口増加と新興国の台頭による世界的な資源需要の高まりにより、石油、レアメタルなどの価格が高騰しており、発展途上国では急速な経済発展に伴い、廃棄物の増大が見込まれます。このように廃棄物・リサイクル対策は国際的にも極めて重要になっています。

昨年の東日本大震災は、被災地のみならず、日本全体に大きな影響を及ぼしており、被災地のがれき処理は、放射性物質による汚染への懸念と災害廃棄物処理の困難さから、6%に満たない状況となっています。

岩手・宮城県の災害廃棄物の量は岩手県で通常の約11年分、宮城県で通常の約19年分にも達していることから、国においては被災地の1日も早い復興には、災害廃棄物の広域処理が必要であるとして協力を呼びかけており、国民の安全・安心を担保しながら、復興復旧には全国民が連携して取り組む必要があります。

県においては、廃棄物の排出、処理の現況や現行の廃棄物処理計画の目標の達成状況を見極めながら、県民、事業者の意見募集を踏まえて、今年度、新たな廃棄物処理計画を策定することにしており、計画の中で産業廃棄物処理業者の優良認定制度の周知を図るなど、処理業者や業界団体の育成・支援に努めることにしています。

協会としては、この様な社会情勢を踏まえ、産業廃棄物処理業界としての信頼性の向上や社会的使命の達成を図るため、平成24年度においても、産業廃棄物の適正処理及びリサイクル等の推進をはじめとして、マニフェストシステムの普及啓発や会員企業の優良化、資質向上を目指して各種の講習会や研修会の開催など、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指し、関係機関との連携・協力の下に各種事業を積極的に展開するほか、一般社団法人への認可に向けて準備を進めることにしています。

1 協会運営

(1) 理事会、委員会の開催

理事会及び各委員会を随時開催し、円滑な協会運営及び充実した事業活動の推進に努める。

(2) 専門部会活動の推進

関係法令の改正や(公社)全国産業廃棄物連合会の各委員会及び部会の動向等を踏まえて、必要に応じて専門部会を開催し、活動を強化する。

(3) 青年部会活動への支援

(公社)全国産業廃棄物連合会の青年部協議会との連携の強化を図るとともに、青年部会活動への支援・協力を行う。

(4) 新規会員の加入促進

当協会未加入産業廃棄物処理業者の加入促進を積極的に図り、処理業界の連携・協力を一層深めるほか、適正処理を推進するため、排出事業者等についても積極的に加入を図る。

(5) 表彰

協会の表彰規程に基づき、功労者、優良事業所、優良従業員の表彰を行うとともに、(公社)全国産業廃棄物連合会の表彰規程に基づく、功労者、地方功労者、優良事業所、地方優良事業所、優良従事者の推薦を行う。その他、関係機関・団体が行う表彰に対し推薦を行う。

(6) 新公益法人制度への対応

公益法人制の変更により、従来の社団法人は平成25年11月末までに、公益社団法人または一般社団法人のいずれかに移行する必要があることから、昨年、総会で承認を得た一般社団法人としての認可に向けて定款の変更等、所要の準備を進める。

2 適正処理及びリサイクルの推進

(1) 相談・指導

会員及び県民、事業者からの許可申請相談、事業相談、処理技術相談、委託契約相談等に対し、指導・助言並びに情報提供を行う。

(2) マニフェストシステムの普及・啓発

産業廃棄物の適正処理を確保するためにマニフェストシステムの普及・啓発を図るとともに、電子マニフェストについても普及促進を図る。

(3) リサイクルの推進

リサイクル製品の利用拡大に努めるとともに、リサイクルに係る技術開発、実施状況、販路等に関する情報の収集及び提供を行う。また、県が行うリサイクル認定制度の啓発及びリサイクル認定商品のPR等に対して積極的な協力を行う。

3 業界の資質向上、人材育成

(1) 教育研修

① 施設見学会の実施

産業廃棄物の適正処理やリサイクルに関する知識及び処理技術の向上を図るため、先端処理技術を有する企業や異業種が連携した企業等の施設見学を実施する。

② 廃棄物ビジネス研修会の開催

リサイクル製品市場の最近の動きや環境・リサイクルビジネスの動向・事業化等についての研修会及び処理業の経営手法の向上のための研修会を開催する。

(2) 処理業育成研修

① 処理業許可申請に関する講習会等への協力

(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する収集運搬業の新規許可講習会並びに収集運搬業及び処分業の更新許可講習会及び特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の運営に協力する。

② 許可更新手続き説明会の開催（富山県、富山市の委託）

更新許可申請を円滑に進めるため、許可期限が到来する収集運搬業者を対象に年3回、処分業者を対象に1回、手続き説明会を開催する。

(3) 実務研修

① 産業廃棄物適正処理推進講習会の開催（富山県、富山市の委託）

廃棄物の適正処理やリサイクルの推進を図るため、許可業者及び排出事業者等を対象とした講習会を開催する。

② 技術管理者研修会の開催（富山県、富山市の委託）

中間処理施設及び最終処分場の施設許可を有する事業所の技術管理者に対し、適正処理や維持管理に関する研修会を開催する。

③ 産業廃棄物処理実務者研修会の開催

(財)日本産業廃棄物処理振興センターや(財)日本環境衛生センターと連携して、産業廃棄物処理に関する幅広い基礎知識の習得を目的とする研修会を開催する。

(4) 労働災害防止・健康づくり事業の推進

① リスクアセスメント研修会の開催

中央労働災害防止協会と連携して、産業廃棄物処理業の労働災害防止のためのリスクアセスメント研修会を開催する。

② 労働災害の防止と対策に関する研修会の開催

(社)日本労働安全衛生コンサルタントの協力を得て、産業廃棄物処理業の労働災害防止のた

めの研修会を開催する。

③ 健康セミナーの開催

(財)北陸予防医学協会等と連携して、健康づくりや成人病対策等に関するセミナーを開催する。

4 組織活動の拡充

(1) 不法投棄防止監視パトロールの実施

行政や富山県不法処理防止連絡協議会と連携して不法投棄防止監視パトロールを実施し、併せて不法投棄防止の啓発を行う。

(2) 災害廃棄物処理対策の推進

富山県と締結した災害廃棄物の処理協定に基づく支援活動が、円滑に進むよう体制の整備に努める。

(3) 地球温暖化対策に関する環境自主計画の推進

産業廃棄物処理業界の地球温暖化防止対策として、国の京都議定書目標達成計画に基づいて定められた「(公社)全国産業廃棄物連合会自主行動計画」に沿って、自主的な行動を推進する。

5 広報・情報提供

(1) 「産廃協とやま」の発行

産業廃棄物に関する法令、行政の動き、技術動向等の諸情報及び協会事業活動を収録する「産廃協とやま」を年4回発行し、会員及び関係者に配布する。なお、今年度から中央災害防止協会の協力を得て、産業廃棄物処理業における労働災害事例を掲載する。

(2) 更新許可申請のお知らせ

会員が、産業廃棄物処理法に基づく処理業の許可申請に漏れないように、許可期限の3ヶ月前から葉書で、「更新許可申請のお知らせ」を郵送する。

(3) 産業廃棄物関係資料の頒布等

「産業廃棄物適正処理の手引き」、「産業廃棄物処理許可業者名簿」等の頒布、産廃カレンダーの配布及び関係図書の斡旋を行う。

(4) 情報の提供

産業廃棄物に関する図書・雑誌・資料・ビデオ等の情報を収集整理するとともに、閲覧・貸し出しのサービスを行う。

(5) 環境フェアへの参加

環境問題への県民の関心の高まりに対応し、環境フェアに出展するとともに、出展会員に対し一定の助成を行う。

(6) 「環境月間」ポスター事業への協賛

6月の環境月間事業の一環として実施される行政機関ポスター募集事業に協賛し、引き続き(社)富山県産業廃棄物協会会長賞を設ける。

6 行政機関及び関係団体との連携・協力

(1) 行政機関との連携・協力

行政機関との意見交換会や不法処理防止連絡協議会、暴力団排除組織連絡会、暴力追放富山県民大会等へ参加・協力する。

(2) (公社)全国産業廃棄物連合会との連携・協力

全国正会員の会長会議・事務局責任者会議・事業研修会、信越・北陸地域協議会、産業廃棄物と環境を考える全国大会等へ参加し、(公社)全国産業廃棄物連合会や各県協会と各種事業等について連携・協力を図る。

(3) その他関係団体との連携・協力

富山県中小企業団体中央会、(社)富山県構造物解体協会、(財)富山県新世紀産業機構等との連絡、連携を密にし、相互の情報交換、協力に努める。